



令和4年3月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和3年 [redacted] 所得税に係る重加算税の賦課決定処分取消請求控訴事件 (原審・福岡地方裁判所令和2年 [redacted])

口頭弁論終結日 令和4年2月17日

5

判 決

[redacted]

控 訴 人

[redacted]

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人

国

10

同代表者法務大臣

古 川 禎 久

処 分 行 政 庁

小 倉 税 務 署 長

裁 決 行 政 庁

阿 部 和 浩

国 税 不 服 審 判 所 長

東 亜 由 美

15

被控訴人指定代理人

平 山 峻

同

岩 下 良 一

同

黒 田 哲 弘

同

飛 永 光 信

同

兵 藤 武 史

20

同

宮 崎 昭 文

同

古 賀 稚 佳 子

同

宮 寄 智 範

同

後 藤 昌 平

同

吉 開 健

25

同

繪 柳 ふ み

同

秀 浦 由 紀 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 小倉税務署長が平成31年4月23日付けで控訴人に対してした平成23年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 国税不服審判所長が令和元年11月12日付けで控訴人に対してした控訴人の審査請求を却下する旨の裁決を取り消す。

10 第 2 事案の概要（以下、略称は原判決の例による。）

1(1) 本件は、控訴人が、小倉税務署長から平成23年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分（本件処分）を受けたため、本件処分につき審査請求（本件審査請求）をしたところ、本件審査請求は法定の不服申立期間後にされた不適法なものであるとして、これを却下する旨の裁決（本件裁決）を受けたことから、被控訴人に対し、本件処分の取消しを求めるとともに、本件裁決の取消しを求める事案である。

(2) 原審は、本件審査請求は、法定の不服申立期間後にされたもので、そのことについて正当な理由があるとはいえないとした上、本件訴えのうち本件処分の取消しを求める部分は、適法な審査請求についての裁決を経たものではなく、不適法であるとして、これを却下し、本件審査請求を却下した本件裁決に誤りはなく適法であるとして、控訴人の請求のうち本件裁決の取消しを求める部分を棄却した。

控訴人は、これを不服として控訴を提起した。

25 2 関係法令の定め、前提事実及び当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1から3まで（原判決2頁20行目から4頁11行

目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件訴えのうち本件処分取消しを求める部分は不適法であり、これを却下すべきと、また、控訴人の請求のうち本件判決取消しを求める部分は理由がなく、これを棄却すべきと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から3まで(原判決4頁13行目から6頁20行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 以上によれば、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官

森島義明 

15

裁判官

佐藤拓海 

20

裁判官

伊賀和幸 

これは正本である。

令和4年3月29日

福岡高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 川口 淳 哉

